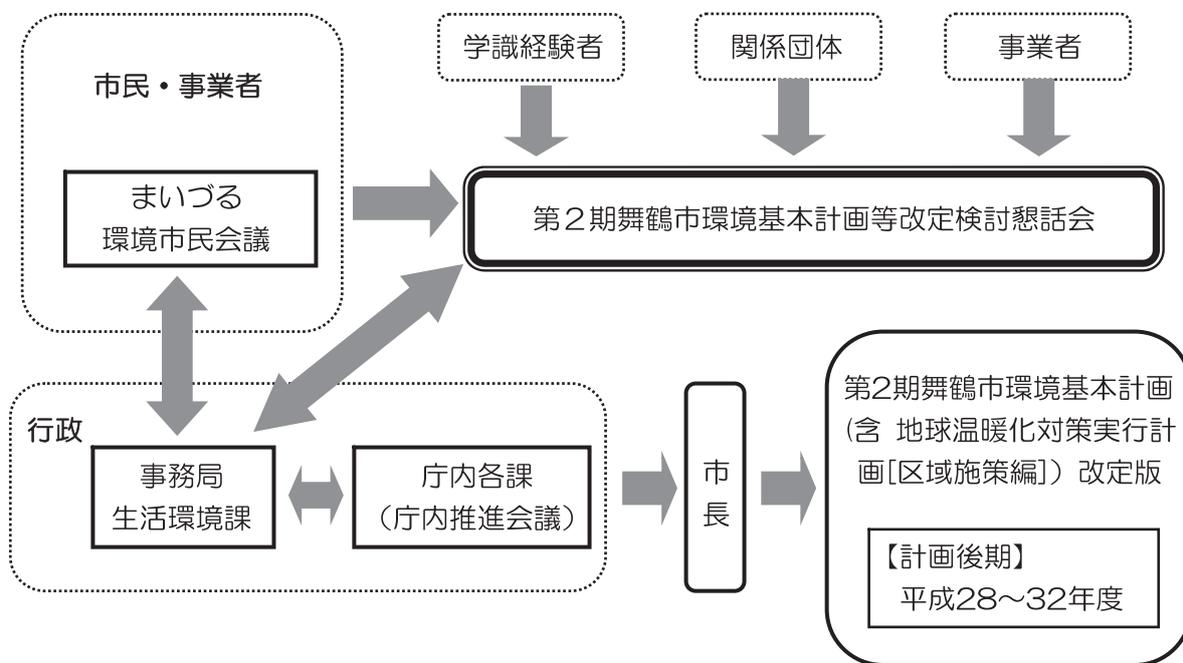


資料編

資料1	見直し体制と経過	108
資料2	環境問題をめぐる動向	110
資料3	主な環境施策年表	115
資料4	市民アンケート結果	118
資料5	事業所アンケート結果	134
資料6	用語解説	152

資料1 見直し体制と経過

1 見直し体制



2 改定検討懇話会

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	役職等(各所属団体等)
会長	尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校 教授
副会長	西澤 浩美	京都府地球温暖化防止活動推進センター コーディネーター
委員	荒木 邦雄	まいづる環境市民会議 生物多様性PTリーダー
	梅垣 貞子	京都丹の国農業協同組合 理事
	倉橋 貢	舞鶴自治連・区長連協議会 会長
	塩田 卓三	舞鶴市小学校長会 会長
	杉原 道生	京都府中丹東保健所 環境衛生室長
	谷口 久美子	まいづる環境市民会議 循環型社会PTリーダー
	常盤 和裕	丹後ガス株式会社 取締役社長
	中嶋 小夜子	舞鶴商工会議所 女性会 渉外・環境委員会 委員長
	長谷 正和	京都府漁業協同組合 舞鶴支所長
	森下 正	まいづる環境市民会議 地球温暖化防止PTリーダー

3 経過

開催日	会議名等	検討内容等
平成27年7月21日 ～ 8月3日	市民アンケート	配布数 2,000件
平成27年7月23日 ～ 8月7日	事業所アンケート	配布数 545件
平成27年12月24日	第1回改定検討 懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本計画改定の概要、舞鶴市の環境の現況について ●基本目標ごとの取り組みの現況について
平成28年1月18日	第2回改定検討 懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本目標ごとの取り組みの改定案について ●リーディングプロジェクトの現況について
平成28年1月28日	第3回改定検討 懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本目標ごとの取り組みの改定案について ●リーディングプロジェクトの改定案について
平成28年2月10日 ～ 3月10日	パブリック・コメントの実施。市民に環境基本計画（改定案）を公表し、意見を募集。	

資料2 環境問題をめぐる動向

1 低炭素社会

(1) 国際的な動向

■平成4年(1992年)	地球サミット開催、気候変動枠組条約採択
■平成6年(1994年)	気候変動枠組条約発効
■平成9年(1997年)	京都議定書採択(国連気候変動枠組条約第3回締約国会議：COP3)
■平成17年(2005年)	京都議定書発効
■平成20年(2008年)～平成24年(2012年)	京都議定書第一約束期間
■平成25年(2013年)～平成32年(2020年)	京都議定書第二約束期間
■平成25年(2013年)～平成26年(2014年)	IPCC第5次評価報告書公表
■平成27年(2015年)	パリ協定採択(COP21)

世界では、京都議定書等に基づき地球温暖化対策が推進されるとともに、京都議定書の第二約束期間以降の国際的な法的枠組みを定めるため、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)等において議論が交わされてきました。その結果、平成27年末にフランス・パリで開催されたCOP21において、全ての締約国の参加による新たな法的枠組みとなるパリ協定が採択されました。今後、パリ協定で定められた「産業革命前からの気温上昇を2.0℃未満に抑え、さらに1.5度未満に収まるよう努力する」という目的達成のため、地球温暖化対策が推進されていく必要があります。

(2) 国の動向

■平成5年(1993年)	環境基本法制定
■平成10年(1998年)	地球温暖化対策推進大綱決定、地球温暖化対策推進法制定
■平成14年(2002年)	新地球温暖化対策推進大綱決定、京都議定書締結
■平成17年(2005年)	京都議定書目標達成計画策定
■平成20年(2008年)	京都議定書目標達成計画改定
■平成21年(2009年)	首相が気候サミットにおいて、温室効果ガス削減目標を表明 (2020年に1990年比25%削減。全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意が前提) ※平成22年(2010年)、気候変動枠組条約事務局へ目標を登録
■平成23年(2011年)	東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が発生
■平成24年(2012年)	第四次環境基本計画策定
■平成25年(2013年)	温室効果ガス削減目標(2020年度に2005年度比3.8%削減)を気候変動枠組条約事務局に登録
■平成27年(2015年)	約束草案(2020年以降の温室効果ガス削減目標)を提出

国は、京都議定書の第一約束期間において、温室効果ガスを1990年比で8.7%削減し、目標である6%削減を達成しました。その後、第二約束期間については、取り組みが一部の先進国に限られ、公平かつ実効的な国際枠組みにつながらないとの理由から参加しませんでした。

平成27年7月、日本政府はCOP21に先立ち、温室効果ガスについて「2030年度に2013年度比で26.0%削減」の水準とすることを目標とする約束草案を、気候変動枠組条約事務局に提出しました。この約束草案やパリ協定の採択等を踏まえ、地球温暖化対策計画が平成28年春までに策定されることが決定されており、今後、目標達成に向けた取り組みが進められることとなります。

(3) 京都府の動向

■平成7年(1995年)	京都府環境を守り育てる条例制定
■平成9年(1997年)	京と地球の共生計画策定
■平成10年(1998年)	京都府環境基本計画策定
■平成17年(2005年)	京都府地球温暖化対策条例制定
■平成18年(2006年)	京都府地球温暖化対策推進計画策定
■平成22年(2010年)	新京都府環境基本計画策定、京都府地球温暖化対策条例一部改正
■平成23年(2011年)	京都府地球温暖化対策推進計画改定

京都府においては、平成22年10月に京都府地球温暖化対策条例が改正され、また、新京都府環境基本計画が策定されました。この中で、府内から排出される温室効果ガスを平成2年度比で平成32年度までに25%、平成42年度までに40%、平成62年度(2050年度)までに80%削減する目標が規定され、この目標達成のための施策が示されています。

また、平成23年7月には、京都府地球温暖化対策推進計画の新計画が、改正条例に基づく温室効果ガス削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定されました。

2 循環型社会

(1) 国際的な動向

経済成長と人口増加に伴い、世界における廃棄物の発生量は増大しており、2050年には、世界の廃棄物発生量が2010年の2倍以上となる見通しとなっています。特にアジアをはじめとする途上国では、高度経済成長期の日本同様に、廃棄物の急激な増加という問題に直面しており、それに伴う環境汚染や資源に係る問題もあり、国際的な連携による循環型社会の確立が必要となっています。

(2) 国の動向

■昭和42年(1967年)	公害対策基本法制定(環境基本法の前身)
■昭和45年(1970年)	廃棄物処理法制定
■平成3年(1991年)	資源有効利用促進法制定
■平成5年(1993年)	環境基本法制定
■平成7年(1995年)	容器包装リサイクル法制定
■平成10年(1998年)	家電リサイクル法制定
■平成12年(2000年)	循環型社会形成推進基本法制定 建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法制定
■平成13年(2001年)	PCB特別措置法制定
■平成14年(2002年)	自動車リサイクル法制定
■平成15年(2003年)	循環型社会形成推進基本計画策定
■平成20年(2008年)	第二次循環型社会形成推進基本計画策定
■平成21年(2009年)	海岸漂着物処理推進法制定
■平成24年(2012年)	第四次環境基本計画策定 小型家電リサイクル法制定
■平成25年(2013年)	第三次循環型社会形成推進基本計画策定

国では、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定され、同法に基づき平成25年には第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会形成に向けた施策が総合的かつ計画的に推進されています。また、廃棄物の排出抑制や適正処理等を定めた廃棄物処理法、3Rの取り組みを総合的に推進する資源有効利用促進法、及び個別のリサイクル法などにより、循環型社会形成に向けた取り組みが推進されています。

近年は、3Rよりも優先順位の高いリデュース、リユースの2Rの推進がより一層求められており、またごみ減量やリサイクルなど循環の「量」だけでなく、「質」の面からも捉え、廃棄物等を資源やエネルギー源として活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制することが必要となってきています。

また、循環型社会に関する問題は低炭素社会、自然共生社会とも密接に関係しているため、統合的取り組みの推進が求められており、これらの課題に向けた取り組みが進められています。

(3) 京都府の動向

■平成7年(1995年)	京都府環境を守り育てる条例制定
■平成10年(1998年)	京都府環境基本計画策定
■平成15年(2003年)	京都府循環型社会形成計画策定
■平成16年(2004年)	京都府産業廃棄物税条例制定
■平成19年(2007年)	京都府循環型社会形成計画の中間見直し
■平成22年(2010年)	新京都府環境基本計画を策定
■平成24年(2012年)	京都府循環型社会形成計画(第2期)策定

京都府は、新京都府環境基本計画において「限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」を掲げ、廃棄物の発生量・最終処分量の削減や廃棄物の適正処分、不法投棄等の撲滅に向けた施策を進めています。また、平成24年に策定された京都府循環型社会形成計画(第2期)により、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進しています。

3 自然環境

(1) 国際的な動向

- 昭和 46 年(1971 年) ラムサール条約採択(水鳥と湿地の保全)
- 昭和 48 年(1973 年) ワシントン条約採択(絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制)
- 平成 4 年(1992 年) 地球サミット開催、生物多様性条約採択
- 平成 22 年(2010 年) 生物多様性条約第 10 回締約国会議開催、愛知目標、名古屋議定書採択

世界では、生物の種の絶滅が過去にない速度で進行しており、地球生態系の一員として他の生物と共存し、また生物を幅広く利用している人類にとって、たいへん深刻な状況となっています。

このような事情から、ラムサール条約やワシントン条約に加え、生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要があることから、平成 4 年に生物多様性条約が採択されました。

平成 22 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が採択されるとともに、2011 年以降の新戦略計画であり、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを長期目標とし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標とする愛知目標が採択されました。

これらに基づき、世界各国において、自然共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(2) 国の動向

- 昭和 32 年(1957 年) 自然公園法制定
- 昭和 47 年(1972 年) 自然環境保本法制定
- 平成 4 年(1992 年) 種の保存法制定
- 平成 5 年(1993 年) 環境基本法制定
- 平成 7 年(1995 年) 生物多様性国家戦略策定
- 平成 9 年(1997 年) 環境影響評価法制定
- 平成 14 年(2002 年) 自然再生推進法制定
新生物多様性国家戦略策定
- 平成 16 年(2004 年) 外来生物法制定
- 平成 19 年(2007 年) 第三次生物多様性国家戦略策定
- 平成 20 年(2008 年) 生物多様性基本法制定
- 平成 22 年(2010 年) 生物多様性地域連携促進法制定
生物多様性国家戦略 2010 策定
- 平成 24 年(2012 年) 第四次環境基本計画策定
生物多様性国家戦略 2012-2020 策定

日本においても、レッドリストの掲載種数が増加を続けているなど、野生生物は厳しい状況に置かれています。

このような中、平成 4 年に採択された生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全や持続可能な利用の観点を含む既存の様々な基本方針や国家計画等に加えて、平成 7 年に生物多様性国家戦略が策定され、取り組みが進められてきました。平成 24 年には、平成 20 年に生物多様性基本法が制定されたことや、社会状況の変化等を受け、愛知目標の達成に向けたロードマップとしての役割を担う生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定され、生物多様性保全に向けた取り組みが進められています。

(3) 京都府の動向

- 昭和 56 年(1981 年) 自然環境の保全に関する条例制定
- 平成 7 年(1995 年) 京都府環境を守り育てる条例制定(自然環境の保全に関する条例廃止)
- 平成 10 年(1998 年) 京都府環境基本計画策定
京都府環境影響評価条例制定
- 平成 19 年(2007 年) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例制定
- 平成 22 年(2010 年) 新京都府環境基本計画策定

京都府では、新京都府環境基本計画において、「自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり」を掲げ、自然とのふれあいの機会の充実、生命を育む自然の保全と創出、生物多様性の保全などの施策が進められています。

平成 19 年には「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定し、絶滅のおそれのある野生生物の保全対策を推進しています。

また、レッドデータブックを作成(平成 27 年 3 月改訂)し、府内の生物多様性を保全する施策のデータとして活用されています。

4 生活環境

(1) 国際的な動向

■昭和47年(1972年)	ロンドン条約採択(海洋投棄による海洋汚染防止)
■平成元年(1989年)	バーゼル条約採択(有害廃棄物の越境移動・処分の規制)
■平成10年(1998年)	ロッテルダム条約採択 (国際貿易の対象となる有害化学物質等に係る同意の手續)
■平成13年(2001年)	ストックホルム条約採択(残留性有機汚染物質に関する規制・適正処理)
■平成25年(2013年)	水銀に関する水俣条約採択

環境汚染防止や有害化学物質等に関する条約に基づき、世界各国が条約の履行に努めています。また、化学物質管理、酸性雨、PM2.5 や黄砂など、他国との連携が必要な問題については、日中韓などの近隣国をはじめ、国際的な連携・対話の下に取り組みが進められています。

(2) 国の動向

■昭和42年(1967年)	公害対策基本法制定(環境基本法の前身)
■昭和43年(1968年)	大気汚染防止法、騒音規制法制定
■昭和45年(1970年)	公害国会 廃棄物処理法、水質汚濁防止法、農用地土壌汚染防止法など制定
■昭和46年(1971年)	悪臭防止法制定 公害防止管理者法制定
■昭和48年(1973年)	化学物質審査規制法制定
■昭和51年(1976年)	振動規制法制定
■平成4年(1992年)	自動車NOx・PM法制定
■平成5年(1993年)	環境基本法制定
■平成9年(1997年)	環境影響評価法制定
■平成11年(1999年)	PRTR法制定 ダイオキシン類対策特別措置法制定
■平成14年(2002年)	土壌汚染対策法制定
■平成24年(2012年)	第四次環境基本計画策定
■平成26年(2014年)	水循環基本法制定
■平成27年(2015年)	水銀による環境の汚染の防止に関する法律制定

公害問題は、産業革命以降の産業の発展に伴って発生し、日本では特に戦後の高度成長期に社会問題となりました。国は、昭和42年に公害対策基本法を制定、昭和46年には環境庁(現在の環境省)を設置し、各種法規制や行政機関を整備し対策を進めてきた結果、現在、日本は世界最高レベルの公害対策先進国となりました。

しかし、地域や測定項目によっては、依然として規制基準や環境基準を超過しており、関係法令や計画等に基づき、改善に向けた取り組みが進められています。また、ダイオキシン類やPCB、農薬、水銀など、様々な有害化学物質に対する取り組みも、関係法令の整備など対策が進められています。

(3) 京都府の動向

■昭和46年(1971年)	京都府公害防止条例制定
■平成7年(1995年)	京都府環境を守り育てる条例制定(公害防止条例廃止)
■平成10年(1998年)	京都府環境基本計画策定 京都府環境影響評価条例制定
■平成22年(2010年)	新京都府環境基本計画策定

京都府では、新京都府環境基本計画において、「府民生活の安心安全を守る環境管理の推進」を掲げ、大気・水環境の保全や生活環境の保全などの施策が進められています。環境監視を行うとともに、大気環境の光化学オキシダントや、閉鎖性海域の生活環境項目などをはじめ、環境基準が達成されていない地域や項目もあることから、環境の保全・改善に向けた取り組みが進められています。

また、原子力発電所による放射線の影響を監視するため、環境放射線監視・調査の充実が図られています。

5 協働

(1) 国際的な動向

環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっていることから、世界においても、持続可能な社会のためには一人ひとりが「持続可能な開発」を意識し、行動を変えていく必要があると認識されています。そうした意識・行動を変える上で、「持続可能な開発のための教育(ESD)」がキーワードとなっています。

2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」において、日本が2005～2014年を「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」とすることについて提案し、国連総会において「国連ESDの10年」が採択され、ESDが各国・各地域により取り組まれることとなりました。

その後、2014年11月に日本で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」において、2015年以降のESDの推進方策であり、5つの優先行動分野が示された「グローバル・アクション・プログラム(GAP)」について議論され、同年12月の国連総会で決議されました。

こうした背景を踏まえ、世界の様々な関係者が、持続可能な社会の実現に向けてESDを推進しています。

(2) 国の動向

■平成5年(1993年)	環境基本法制定
■平成15年(2003年)	環境保全活動・環境教育推進法制定
■平成16年(2004年)	環境配慮促進法制定 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針策定
■平成23年(2011年)	環境教育等促進法制定(環境保全活動・環境教育推進法の改正法)
■平成24年(2012年)	第四次環境基本計画策定 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針策定

国においては、国民一人ひとりの環境保全への意欲と意識を高めることを目的として、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」が制定されました。その後、社会状況の変化等を踏まえ、「環境保全活動・環境教育推進法」は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」に改正されました。同法の基本理念には、「持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする」と規定されており、協働取組の重要性がより明確になっています。現在、同法及び同法に基づく基本方針等に基づき、ESDや環境保全活動の促進・支援など様々な施策が進められています。

また、環境配慮促進法に基づく事業者等の環境報告書の普及促進や、「環境・循環型社会・生物多様性白書」の発行、ホームページ等により、環境情報の体系的な整備と提供が進められています。

(3) 京都府の動向

■平成7年(1995年)	京都府環境を守り育てる条例制定
■平成10年(1998年)	京都府環境基本計画策定
■平成22年(2010年)	新京都府環境基本計画策定

京都府では、新京都府環境基本計画において、府民、NPO、企業、大学等の協働や、環境保全活動の継続的な展開やまちづくりを進めるための人材の育成を掲げ、様々な環境教育、環境啓発や、協働に向けた取組を推進しています。

また、環境目標達成のため、環境分野以外の関連し合う様々な分野の政策を連携・統合し、各分野を担う組織や機関の情報共有やコミュニケーションの促進を図ることとし、取組を進めています。

資料3 主な環境施策年表

【条約】=採択年 【法・条例】=制定年 【計画】=策定年

年	世界	国	京都府	舞鶴市
1967 (S42)		・公害対策基本法 (環境基本法の前身)		
1968 (S43)		・大気汚染防止法 ・騒音規制法		
1970 (S45)		・廃棄物処理法 ・水質汚濁防止法 ・海洋汚染防止法 ・農用地土壌汚染防止法		・衛生課公害係発足
1971 (S46)	・ラムサール条約(水鳥と 湿地の保護)	・環境庁発足 ・悪臭防止法 ・公害防止管理者法	・公害防止条例	・騒音規制法に基づく規制 地域の指定を受ける
1972 (S47)	・国連人間環境会議(ストック ホルム会議)開催、 人間環境宣言等採択 ・国連環境計画(UNEP)設立 ・ロンドン条約(廃棄物の海洋 投棄規制)	・自然環境保全法		・清掃工場新設(森駒ヶ谷) ・「舞鶴の川と海を美しくする 会」結成
1973 (S48)	・ワシントン条約(絶滅の おそれのある野生生物の 国際的商取引の規制)	・化学物質審査規制法		
1974 (S49)				・由良川(由良川橋)に河川 の環境基準が設定される
1975 (S50)			・水質汚濁防止法に基づく 排水基準に関する条例	・舞鶴湾に海域の環境基準が 設定される
1976 (S51)		・振動規制法		・自動車騒音要請限度の区域 の指定を受ける ・悪臭防止法に基づく区域の 指定を受ける
1978 (S53)				・騒音に係る環境基準の地域 の指定を受ける ・振動規制法に基づく規制地 域の指定を受ける
1979 (S54)		・省エネルギー法		
1981 (S56)			・自然環境の保全に関する 条例	
1984 (S59)				・環境美化条例
1985 (S60)	・オゾン層の保護のための ウィーン条約			
1987 (S62)	・モントリオール議定書			
1988 (S63)	・気候変動に関する政府間 パネル(IPCC)設立	・オゾン層保護法		
1989 (H1)	・バーゼル条約			
1990 (H2)		・「地球温暖化防止行動計画」		
1991 (H3)		・資源有効利用促進法		
1992 (H4)	・国連環境開発会議(地球サミ ット)開催、環境と開発に 関するリオ宣言・アジェン ダ21・気候変動枠組条約・ 生物多様性条約・森林原則 声明等採択	・種の保存法 ・自動車 NOx・PM 法		
1993 (H5)		・環境基本法 (公害対策基本法の廃止)		
1994 (H6)	・気候変動枠組条約発効 ・砂漠化対処条約	・「第1次環境基本計画」		・廃棄物の減量化及び適正 処理等に関する条例 ・環境対策室を新設

年	世界	日本	京都府	舞鶴市
1995 (H7)		<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法 「生物多様性国家戦略」 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府環境を守り育てる条例（公害防止条例・自然環境保全条例廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> 「マイ・リサイクル店」認定開始
1996 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001発行 			<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴湾に海域の全窒素・全磷の環境基準が設定される 伊佐津川（相生橋）・河辺川（第一河辺橋）に河川の環境基準が設定される 「まいづるクリーンキャンペーン」開始
1997 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> 第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)開催、京都議定書採択 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 新エネルギー法 	<ul style="list-style-type: none"> 「京と地球の共生計画」 「京都新エネルギービジョン」 	<ul style="list-style-type: none"> 「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」結成
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法 家電リサイクル法 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価条例 「京都府環境基本計画」 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルプラザ稼働 不燃ごみ6種9分別収集を全市で実施
1999 (H11)		<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法 PRTR法 	<ul style="list-style-type: none"> 「京と地球の共生計画(京都府地球環境保全行動計画)」 	
2000 (H12)		<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法 建設リサイクル法 食品リサイクル法 グリーン購入法 「第2次環境基本計画」 		<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本計画」 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
2001 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第3次評価報告 ストックホルム条約 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省発足 PCB特別措置法 フロン回収・破壊法 		<ul style="list-style-type: none"> 「環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)」開始
2002 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法 土壌汚染対策法 自然再生推進法 エネルギー対策基本法 「新生物多様性国家戦略」 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例 「レッドデータブック」発刊 	
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動・環境教育推進法 「循環型社会形成推進基本計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成計画」 	
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> 外来生物法 環境配慮促進法 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税条例 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進実行計画」
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都議定書目標達成計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策条例 	<ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改訂 紙ごみの分別収集実施 可燃ごみ有料化実施 地球温暖化防止出前型講座の開始
2006 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次環境基本計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府地球温暖化対策推進計画」 	
2007 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第4次評価報告 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮契約法 「第3次生物多様性国家戦略」 エコツーリズム推進法 	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 「循環型社会形成計画」中間見直し 	

年	世界	日本	京都府	舞鶴市
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道洞爺湖サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法 「第2次循環型社会形成推進基本計画」 		<ul style="list-style-type: none"> 環境啓発冊子「舞鶴の守りたい自然～自然環境データブック」発行 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく指定希少野生生物にオオキンレイカが指定される 平成の名水百選に「大杉の清水」「真名井の清水」が選定される
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> COP15 開催、「コペンハーゲン合意」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物処理推進法 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等の普及の促進に関する条例 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期地球温暖化対策推進実行計画」
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋市)、名古屋議定書採択 COP16 開催、「カンクン合意」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域連携推進法 「生物多様性国家戦略2010」 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策条例一部改正 「新環境基本計画」 「電気自動車等普及促進計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場(大波上地区)供用開始 住宅太陽光発電システム設置費補助開始 由良川(由良川橋)に水生生物の保全に関する環境基準が設定される
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> COP17 開催 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育等促進法(環境保全活動・環境教育推進法の改正法) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期舞鶴市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])」 環境マネジメントシステム認証取得費補助開始
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> 国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 COP18 開催、「ドーハ気候ゲートウェイ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次環境基本計画」 小型家電リサイクル法 「生物多様性国家戦略2012-2020」 	<ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成計画(第2期)」 「京都府バイオマス活用推進計画」 	
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> COP19 開催 水銀に関する水俣条約 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次循環型社会形成推進基本計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都エコ・エネルギー戦略」 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等・電力供給設備導入支援補助開始
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC 第5次評価報告 COP20 開催、「気候行動のためのリマ声明」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 水循環基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期舞鶴市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]」
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> COP21 開催、「パリ協定」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 		